

平成 28 年 11 月 30 日 開会
平成 28 年 11 月 30 日 閉会
(臨時第 8 回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 164 号

平成 28 年第 8 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 28 年 11 月 25 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 30 日（水） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
- 1) 議案第 114 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 2) 議案第 115 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 3) 議案第 116 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 4) 議案第 117 号 工事請負変更契約の締結について（大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）
 - 5) 議案第 118 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聡
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 8 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）

議 事 日 程

平成 28 年 11 月 30 日 午前 10 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 114 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 115 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 116 号 大山町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 117 号 工事請負変更契約の締結について（大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）

日程第 7 議案第 118 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
4 番 圓 岡 伸 夫	5 番 遠 藤 幸 子
6 番 米 本 隆 記	7 番 大 森 正 治
8 番 杉 谷 洋 一	9 番 野 口 昌 作
10 番 近 藤 大 介	11 番 西 尾 寿 博
12 番 吉 原 美 智 恵	13 番 岩 井 美 保 子
14 番 岡 田 聰	15 番 西 山 富 三 郎
16 番 野 口 俊 明	

欠席議員（1 名）

3 番 大 杖 正 彦

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千津夫 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記 教育次長…………… 齋 藤 匠
総務課長 …………… 酒 嶋 宏

午前10時 開会

○局長(手島 千津夫君) 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長(野口 俊明君) おはようございます。ただいまの出席議員は、15人です。
定足数に達していますので、平成28年第8回大山町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(野口 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 杉谷洋一君、
9番 野口昌作君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長(野口 俊明君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 議案第114号

○議長(野口 俊明君) 日程第3、議案第114号 大山町職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。ご上程いただきました議案第 114 号 大山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

国におきましては人事院の勧告に鑑み、平成 28 年度の給与等について、一般職の国家公務員の俸給月額、勤勉手当などの改定を実施いたします。

また、更に平成 29 年 4 月からは、民間企業における手当を巡る状況を踏まえ扶養手当の見直しを実施いたします。

本町におきましても人事院勧告及び国の状況を尊重し職員の給与等の改正を行うものでございます。

改正の内容であります。第 1 条では、平成 28 年度の給与等の改正を行うものでございまして、初任給調整手当、勤勉手当、給料表の改正を行っておるところであります。給料表につきましては、平均 0.2%の引き上げ、勤勉手当につきましては、勤勉手当の支給率を現行の「100 分の 80」から「100 分の 90」に改定し、0.1 月分引き上げるものであります。

これにより一般の職員の期末・勤勉手当は年間 4.2 月が 4.3 月となります。

第 2 条では、扶養手当の見直しに係る改正及び勤勉手当の見直しを行うものであります。配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額 6,500 円に減額し、子に係る手当額を 10,000 円に引き上げるものでございます。扶養手当の見直しにつきましては、配偶者に係る手当額の減額が受給者に係る影響を和らげるため、附則の 3 条におきまして平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月の間は、激減緩和措置を設けているところであります。

また、平成 29 年度以降の勤勉手当の支給率を「100 分の 90」から「100 分の 85」に改定するものであります。

附則におきましては、施行日、経過措置等について記載をいたしております。施行日は、公布の日から施行といたしております。

ただし、第 2 条並びに附則第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものといたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 給料表の改定がなされておりますけれども、この改定です、特長的にどのような世代っていいですか、職とか、職務等もあるとは思いますが、だいたい捉え方としてどのような年齢層に給料アップになっているというようなことがあるかちょっとお尋ねします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 今回の給料表ですけれども、平均的にはですね、改定率 0.2%、だいたい 400 円程度の値上げとなっておりますけれども、初任給は 1,500 円、それに伴いまして若年層については同程度の引き上げというふうになっておりまして、上のほうではあまり上がらないというような改定になっております。で、現在ですね、今回の給料表も平成 30 年までは、給料表自体を引き下げておりますので、今回のものがストレートに反映されないものもあるというような状況だと思います。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 扶養手当については、減もあれば増もあると、配偶者の場合は減になるわけですが、子どもがある場合には増になると。家庭によって状況が違うことになるようではございますけれども、全体としてアップになるようなんですけれども、財政的には全体として、どれぐらいのアップになるのか、試算しておられると思いますのでお示しく下さい。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 平成 29 年度につきまして、現在の扶養の人数、種別ですね、配偶者子どもという形で計算した場合、29 年度は 156 万の増です。で、30 年からは年間約 420 万の増という形で増えます。あくまでも現在の人数という形でやっております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 115 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 115 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 115 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

国におきましては、平成 28 年 8 月 8 日付けの人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、勤勉手当などの改定を実施をいたします。

それに伴い国においては、特別職の国家公務員についても給与等の改正を行うため、本町におきましても大山町議会議員の期末手当の支給率を改正するものであります。

改正の内容は、第 1 条で本年 12 月に支給するものにつきまして、100 分の 165 を 100 分の 175 に改正します。この改正により本年の支給月数は、3.15 月が 3.25 月となり 0.1 月の引き上げとなります。

また、第 2 条において平成 29 年 6 月に支給するものについて 100 分の 150 を 100 分の 155 に、12 月に支給するものにつきまして 100 分の 175 を 100 分の 170 に改正するものであります。

施行日につきましては、公布日といたしておりますが、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日といたしておるところであります。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第116号

- 議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第116号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

- 町長（森田 増範君） はい、議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 議案第116号 大山町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先に議案第114号、第115号におきまして説明を申し上げましたけども、国においては人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、勤勉手当などの改定を実施し、それに伴い特別職の国家公務員につきましても、給与等の改正を行うため、本町におきましても常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものであります。

改正の内容は、第1条で本年12月に支給するものにつきまして、100分の165を100分の175に改正をいたします。この改正により本年の支給月数は、3.15月が3.25月となり0.1月の引き上げとなります。

また、第2条におきまして平成29年6月に支給するものにつきまして100分の150を100分の155に、12月に支給するものにつきまして100分の175を100分の170に改正するものであります。

施行につきましては、公布日といたしておりますが、第2条の規定は平成29年4月1日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

----- . -----
日程第 6 議案第 117 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 117 号 工事請負変更契約の締結について（大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 117 号 大山町デジタル防災行政無線（同報系）整備工事に係る工事請負変更契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本工事は、平成 27 年 6 月 9 日町議会の議決を得て締結し、平成 27 年 12 月 7 日町議会の議決を得て変更契約を締結し、平成 28 年 1 月 22 日付で第 2 回の変更仮契約を締結いたしましたところでございます。

この工事請負変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、デジタルへの完全移行に伴い、実績に基づき精査するものでございます。変更の主な内容は、受信感度が悪い場合の戸別受信機のダイポールアンテナ及び 3 素子アンテナ設置にかかる経費につきまして実績及び今後の予備分を加味して約 1,692 万円の減、戸別受信機の設置経費について実績により約 209 万円の減、設置不要世帯への折衝費約 206 万円の増、既設戸別受信機、戸別受信機のダイポールアンテナ及び 3 素子アンテナ撤去にかかる経費について実績により約 556 万円の減、その他の経費として約 128 万円の減で、変更後の契約金額は、5 億 2,950 万 4,560 円で、変更前の請負代金に対して 2,378 万 5,920 円の減額であります。

なお、工期及び契約の相手方に変更はございません。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 14 番 岡田 聡君。

○議員（14 番 岡田 聡君） 設置不可世帯というものがかなりあるようですが、私の考えとしましては、全戸設置というのが普通だと思うんですけども、この設置不可の世帯の理由と言いますか、それと、災害の起きた場合の設置していない世帯への防災上の

連絡とか、そういう点はどう考えていらっしゃるか。

○町長（森田 増範君） 担当より答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 設置不可世帯があるがということですのでけれども、本人が設置しなくていいという方もございますし、施設等に入られていて実際おられない方、それからおられるとは思われますけども、何度連絡をとっても連絡が取れない方等々ございます。で、この方々に対する災害時の連絡ということですのでけれども、個別受信機だけではなくて、外に屋外の放送施設もございますので、そういうものでの対応という形になると思います。近隣の市でも大きな市になりますとこの受診機等は設置せずに屋外の受診機で対応という形もありますので、両方での対応ということになりますので、災害時についてはそういうもので対応させていただくということになるというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今、各戸が設置しないというような意向があつてですね、それを設置しないというようなことがあるわけですけども、それらについては、だいたいこれまでのアナログの受診機、これはそのまま設置したような状況にあるのか、みなそれは撤去してしまっておって、デジタルの新しい受診が設置されないという状況にあるのか、ちょっとそのへんをお聴きしたい。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 個々の方につきまして、そこまで把握しておりませんが、以前アナログがあつた家庭でいないという方につきましては、アナログは撤去させていただきという形になると思います。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） そうすれば各家庭のどこの家庭がこれまでついていないということになったとかというようなことは把握がされていないという状況ですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。委託をしました業者のほうでですね、住民の皆様には先ほど言いましたように連絡をしてですね、連絡が取れない方もありますけれども、

個々の説明には周っています。その中でいらないという形ですので、担当者のほうではそれを把握しています。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 約2,380万円の減額ですけれども、屋内受診機、まあ先ほどの野口議員にも関連しますけど、屋内受診機の更新の割合っていうのは、結果的にいくらになったのかお聞きしたいと思います。

合わせて今町内各地で分譲宅地の工事が行われていますけれども、それらの今後の希望者、例えばよそから空き家に移住してきました。現在屋内受診機ついていますが、喋りません。そういうものも更新して欲しいという希望者もあるでしょうし、そういう場合、どこに言えばいいのか、それからその時の工事費はどうなるのか。具体的にいくらぐらいの個人負担を求めることになるのか。それからですね、今回の地震で新しくついたデジタル受信機がまあ落ちて壊れたという話も聞きましたけれど、そういう場合、今回は変えてもらわれたみたいですが、今後そういうことがあった場合はどうなるのかお聞きしたいと思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 更新の割合っていうのはちょっと把握しておりません。申し訳ないです。

それから新しく入って来られた方につきましては、町のほうで無償で貸与するという形になります。基本的には、簡単な据え付けですので、個人で設置付けていただく形になりますので、工事費とは本人のほうでみていただくという形になると思います。

受診機はですね、総務課のほうで貸与するようにしておりますので、転入等があった場合、総務課のほうに来ていただいて、貸し出しをするという形になっています。基本的には故障の場合は、町のほうで取り換えるという形にしておりますので、基本的受診の場合も、よっぽどのがない場合は、町のほうで交換させていただくということになるのではないかと考えております。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） まあ先ほど全員協議会のなかで、当初6,000円台から実際に設置した台数が5,281台だと。計算すると88.02ですか、になるんですけど、この数字は。まあ先ほど野口議員が質問されたときに、業者は把握してる、どこの家にこれまでのアナログ受診機があってこれがデジタル受信機に変わらなかったかというのは、業者が管理されているということでしたけれども、そのあたりまだ業者から実際どれぐ

らの割合で、そうやって新しくデジタルに変わってないっていう数字は上がってきてないのか再度確認をします。

それからですね、聞いてて不思議に思ったんですけれども、これまでは場合によっては、代行アンテナですか、をつけないと受診ができない世帯もあるというような説明でしたけれども、今課長が答弁されたのは、なんか受診機を渡して自分で付ければどこでも受診ができるようなふうに聞こえましたけれども、そのあたり再度、確認をしたいと思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 今までの基本的なお渡し方を説明しましたので、電波状況によってはまたそのアンテナ等がいる場合もあるかとは思いますが、その辺は個別対応になるかとは思いますが、

設置した世帯の数ですけども、一応担当の方にはもう数字が来ているかもしれないんですけど、僕のほうにはちょっと把握しておりません。まだ最終的な事業はすんだわけではございませんので、事業がすんだ際にはそういうものもちゃんと町のほうにも来るというふうには考えております。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 先ほど個別対応というふうに表現されましたけれども、だから実際、たとえば受診機だけをぱっと付けてくればいいですけど、なら付けたけれども現実には音が出ません、で、そこからは個人で対応してくださいということよろしいですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ですんで、そのポールを設置が必要な場合ですね、個別の対応で設置を町のほうが、ちょっとそこまで、僕も把握しておりませんので、アナログの場合には、機械で持って帰っていただいて調整で、できたというふうに考えていますし、デジタルの場合は、場所によって状況もかなり違ってくるというふうには聞いておりますんで、その場合にアンテナがいる場合もあると思います。その場合、ちょっと町のほうでみる形になるのか、そこまで僕も把握しておりませんので、あとでお知らせしたいというふうに考えます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第118号

○議長（野口 俊明君） 日程第7、議案第118号 平成28年度大山町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第118号 平成28年度大山町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ159万9,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ115億9,778万5,000円とするものであります。

本補正予算は、平成28年10月21日発生 of 鳥取県中部地域を震源とする地震による被災世帯の住宅再建及び住宅修繕、被災自治会公民館の修繕支援並びに人事院勧告及び今後の見込みによる人件費の補正を行うためのものでございます。歳入につきましては、県支出金152万円、繰越金7万9,000円を充てているところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 歳出の6ページ、民生費の保育所費の時間外手当名和地区保育所分42万6,000円です。当初予算みますと80万円でした。今回の補正で合計122万6,000円になります。で、参考までにですね、27年度決算をみますと、75万5,939円、26年度決算では98万7,516円でした。今回補正することです、実際当初予算に対して50%の大幅な増の補正ですけれども、何故そういうふうにならざるを得なかったのか理由をお聞きしたいと思います。

合わせて大山地区の保育所分24万1,000円についても追加補正をされる理由をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 圓岡議員の質問合わせまして特長的なものを加えまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。
- 教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。
- 議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。
- 教育次長（齋藤 匠君） ただいまのご質問にお答えいたします。名和地区においても大山地区においても共通する部分でございますけれども、実は土曜午後の保育、それから早朝、延長、夕方の延長保育の子どもが大変今年度増えております。特に、土曜の午後、それから平日の延長保育につきましては、これまでも正職員や嘱託職員も対応しておりましたが、子どもの数が多くてクラスが多いために、通常 8 時 30 分から勤務しておるんですけども、時間が終わってからさらに 1 時間、残って保育にあたるということを交代で行っております。で、この子どもが、特に 0 歳児、1 歳児、2 歳児の未満児の延長、土曜午後の保育が大変増えたためにですね、その対応する職員の時間外の賃金が今年度大幅に増えているというような状況がございます。以上です。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 不思議に思うんですけど、保育所の場合は 11 月ぐらいでしたかね、次年度の入所申込みっていうのがありますよね。で、僕の理解で言えば、それを踏まえて次年度の当初予算を組む、組まれるんだと思うんですけど、その時点である程度把握ができなかったものなのかどうかお聞きしたいと思います。
- 教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。
- 議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。
- 教育次長（齋藤 匠君） ある程度の把握もしておるかとは思いますが、入所児童については把握しているんですけども、個々に土曜日の延長とかですね、平日の延長保育っていうところについて、正確に把握できていたかどうかということもございますし、実際に年度途中で入所してくる時点で延長保育を希望されるっていうようなこともございまして、そういった状況のなかで、想定以上に、延長、それから土曜午後の保育を希望させる方が多かったということがございます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 歳出側ですね、主な特長的なものについてご説明をしたいと思います。よろしいですか。

説明書ですね、まず 4 ページですが、総務費総務管理費の一般管理、時間外総務課分についています 100 万円つけておりますが、これにつきましては、今国のほうに派遣している職員がございまして、その時間外等が当初よりも増えたということです。

それから 5 ページのところですね、負担金補助交付金で負担金県町村会負担金 30 万、・・

○議長（野口 俊明君） もうちょっとマイクを近くに。

○総務課長（酒嶋 宏君） ああ、すみません。県町村負担金 30 万があげてありますが、これはですね、鳥取中部地震に際してですね、中部の市町村にお見舞金のほうを町村会です出すということになりまして、30 万ここで計上しております。

それからですね、6 ページを見ていただきますと、下のほうで民生費災害救助費、災害救助費っていうところですね、負担金補助及び交付金ですが、被災者住宅再建支援金 30 万、それから被災公民館等修繕補助金 50 万、それから次のページになりますが、扶助費で被災者住宅修繕支援金 100 万ということですね、鳥取中部地震における被害に対しての補助金及び扶助費を計上しております。

それ以外につきましてはですね、人事院勧告に係る給与等、それから今後の見込みをみまして人件費の補正を行っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 人件費の関係でございますけれども、10 ページでですね、一般職の総括表がございますが、ここで給料が、職員の数 186 名で一緒ですけども、給料額が減額になっております。これまあ人事院勧告での補正ですけども、この流れというものがどういうことで給料額が減額になったということとですね、それから職員手当のほうと同額になっておりますが、共済費のほうもですね、1,200 万からの減額になっているという状況を見て、これまあどういうことでこういう流れになったかということをお尋ねいたします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 給与、それから共済費の減額につきましてですね、当初組んでおりましたものよりもですね、人勧でのアップ分を含めて精査した結果ですね、減額になったということで、今回挙げております。で、共済費につきましてはですね、これも当初見込みで作っておりますけれども、この算出方法がですね、共済費、互助会費もなんですけども、去年までは給与の総額に対して、一定額をかけるという形でやっておりました。で、これは率も毎年変わります。で、変更がありますが、今年からですね、標準報酬制ということでですね、職員個々の賞与、給与と合わせたもので算出するというやり方によってですね、当初の想定よりも率が若干下がった部分があつてですね、今回挙げておりますけれども、かなりの減額になったというような状況です。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） そうしますと、給与については、だいたい当初予算の時にある程度の額が見込まれていたというような考え方でとらえていいですか。それから共済費のほうもですね、まあ計算の仕方が違ったということですけども、額そのものは減ってきているということは、いわゆる共済金の関係が減ってきているという状況になりますから、そのへん何か変更があったということになるのでしょうか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 当初の予算の時にですね、人数でだいたい計算しますけれども、休んだ職員もあったりいろいろ変わりますので、そういうものをみて今後の見込みを立てた場合、差し引きでこの程度下がるというふうな見込みです。で、共済費につきましてもですね、その率等が年の途中で変わったり変更になったりしますんで、それを見込んである程度計上しておりますけれども、それが先ほど言いましたように、その算出方法も変わったりしたこともありまして、それから率も下がっているという状況もあったようでして、今回減額の補正という形にさせていただいたということです。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） これじゃあちょっと分かりづらいかなと思うわけですが、10月の21日に中部地震がありました。被災された方には、大変災難だったなというふうに思いますが、北栄町や倉吉等はですね、補正を緊急に組んで何億か数字忘れましたけれど、出しておりますが、大山町も近い立場にあってですね、何かとあればお互いに協力するという気持ちはあると思いますが、この予算のなかで例えば人的補助だとか、というようなことが、どのように反映をされているか、町民の方も案外そのあたりを聞いとるんじゃないかなと言うふうに思いますが、どうでしょう。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 人的な派遣等のことでしょうか、物資につきましては、以前全協でご説明したテントとかですね、食料品を若干配りましたけれども、これについては県のほうからの指示があつてですね、他県からのかなり援助もあったようですんで、という状況です。で、人的な部分につきましてはですね、あの当初建設課のほうからですね、被災、宅地の判定等にかなり出しております。それから保健師も出しておりますし、あと事務的なものも出しております。で、12月の議会の全協でまたご報告はしたいなというふうには思っておりましたけれども。で、あとは個別に要望があつた時点で出しておりますが、最近は、希望があつてこちらでなかなか長期難しいんですけれども、派遣をさせ

ていただくということで、選出して向こうに送ったもの、2回ぐらい足りませんでしたということで断られているような状況もあります。結構、県外からも来られているということでそれなりの対応はしておるところでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） 会議を閉じます前に、議員の皆さんに言っておきます。本議場に議員として入って発言できるのは議員バッジを付けておる人だけであります。たまたま私は後から気が付いたわけでありますが、国会でも国会の場合でも衛視がおって総理大臣でも議場には入らせていただけません。今回、たまたま私のミスでありますが、気が付くことが遅かったわけでありまして、許可しましたが、今後につきましては、議員としての資格のない状態での議場入場は禁止いたします。よろしく願いいたします。

これで本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第8回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午前10時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 杉谷 洋一

署名議員 野口 昌作